

警戒宣言発令時 地震防災応急対策 (現行の防災対応)		南海トラフ地震に関する新たな情報が発表されたときの対応			
		県庁所管部局意見 (H30.2.1庁内検討会)	ヒアリング結果を踏まえた方向性	資料 3別表 分析・特徴	
住民避難	住民避難	避難対象地区の住民は避難(津波・土砂災害) 避難対象地区以外の住民は、居住する建物の耐震性等の状況に応じて、必要がある場合は避難 【H12修正】山間地等では実情に応じて車両避難を検討	<方向性> ・迅速・円滑な避難が困難な地域や住民の事前避難又は避難対象地区住民の事前避難 <課題> ・避難が長期化することの懸念 ・対象者の事前避難への理解	<方向性> ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難 ・(避難した場合)3日程度まで <課題> ・脆弱性の程度をどのように明示できるか ・事前に避難する場所に求められる安全性はどの程度か ・市町が避難勧告等を発令するための動機付けとなる情報等が示されることが求められる。	・地震発生前に市町が避難所を開設することについて、その可否を検討しておく必要がある。 ・市町は津波警報等を伴った場合は警報に基づく避難指示等を発令することは可能だが、そのような動機付けとなる情報が無い場合、避難勧告・指示を発令することは市町単独では困難か。 ・地域の脆弱性等に基づいて避難行動を実施する場合、脆弱性をどのように評価するのかが課題となる。 ・住民の避難対応については、別途調査が必要である(県民意識調査では約34%が避難すると回答)。 ・要配慮者等の事前避難に活用できることから、積極的に情報を出すべきとの意見があった。
	社会福祉施設関係	【H15修正】耐震性がない施設では家族へ引き渡し又は他施設へ移送、安全性の確保されている施設は入所継続	(社会福祉施設等) <方向性> 耐震性等あり ・業務継続、被災地域への支援 耐震性等無し ・施設利用者の安全な建物や階層への移動、転院・家族への引渡し等の検討 <課題> ・自宅待機等を家族が受け入れてくれるか。	(社会福祉施設等) <方向性> ・原則として業務を継続する ・地域等の脆弱性を考慮した事前避難(施設内の安全な場所を含む) <課題> ・施設内での安全な場所の確保 ・避難を行う際は、地域等の協力が必要 ・津波浸水域等に居住する利用者への対応 ・発達障害等の場合、環境の変化に敏感	・社会福祉施設の休止は、保護者の就労等、社会全体に与える影響が大きい。 ・社会福祉施設は、通所、入所にかかわらず、利用者の生活空間であることから、施設が休止すると生活が成り立たなくなる。 ・医療活動は、患者の命に関わるものであるため、活動停止の判断はかなりの決心がいる。 ・津波警報等に基づく避難指示等があった場合は、避難行動をとることになるが、施設利用者の殆どが避難行動要支援者である一方で、各施設の勤務形態等により、避難行動に対応可能な従事者が少なく、避難行動には地域の支援等が必要と思われる。 ・施設を休止することによる、経済的な損失が懸念されるという意見があった。
要配慮者施設	医療機関	【H15修正】外来診療の中止、非耐震施設での患者の移送等	(教育施設) <方向性> ・学校行事が通常どおり実施できるか検討 <課題>(仮に休校とした場合) ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校ごとの休校とした場合の取り扱いに係る均等性の確保 ・長期化への懸念	(教育施設) <方向性> ・原則として授業等を継続する。 ・地域の脆弱性を考慮した対応(不急の学校行事の中止等) ・児童・生徒の保護者への引き渡し又は留め置き <課題> ・学校の対応は意見が分かれているが、社会的影響が大きいことから、より慎重な検討が必要 ・休校等の措置に対する保護者の理解 ・学校毎に異なった対応が可能か	・学校の休止は、保護者の就労等、社会全体に与える影響が大きい。 ・休校等の判断を校長に委ねるのは酷であり、統一的な指針が必要とされる。 ・地震発生の可能性が高まっているのであれば、授業を中止するべきという意見があった。 ・公立学校の殆どは耐震化が済んでいるが、確実な安全性が確保できない以上、児童・生徒を校内に留めることはしないという意見がある。 ・一方で、一定の安全性が確保されているのであれば、児童・生徒を留め置いておくべきという意見もある。 ・津波浸水域に居住したり、そこが通学路となっている児童・生徒の安全確保が課題である。 ・私立学校は公立学校(県、市教育委員会)の動向に合わせると思われる。
	幼稚園、小中学校等	【H15修正】授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引渡し等の、生徒等の安全確保措置	(道路) <方向性> ・実被害への対応以外は平常どおり <課題> ・利用規制に値する情報が不明	(空港) <方向性> ・平常どおり(震度4以上の場合は安全確認) <課題> ・大規模な広域防災拠点として活用する場合の調整	・交通機関は重要な社会基盤であり、これを規制することは、県民の生活の停止を意味する。 ・施設管理者としては、実際に被害が発生していない状況では、施設利用の制限(通行規制等)を行わない。 ・道路、鉄道、空港等の施設については、地震発生後の社会的混乱を避けるための事前規制を行うことについては、利用者の理解が必要とされる。 ・津波浸水域が経路に含まれている場合、その範囲を避けた運行には工夫が必要。 ・併走しているバスと鉄道で対応が異なる場合等には、利用者への説明が難しい。
交通規制	道路交通	緊急輸送車両以外の車両の県内流入を極力制限 強化地域内の一般車両の走行抑制(走行車両は低速走行)	(バス、鉄道、旅客船) ・今後ヒアリングを実施し検討	<方向性> ・施設管理者は原則として施設の利用制限は行わない ・利用者への情報発信 ・運輸事業者は原則として業務を継続する ・地域の脆弱性を考慮した対応(施設の利用制限、業務の中止等) <課題等> ・津波浸水域内等での運行については、検討が必要	
	バス	安全な場所に停車し、必要により乗客を避難			
	鉄道	運行停止(最寄りの安全な駅まで低速運転し停車) 【H18修正】新幹線は6弱未満(名古屋以西)運行継続			
	航空	緊急輸送を除いて航空機の離着陸を原則停止			
	旅客船	安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港 警戒宣言中は発航禁止			
事業所	百貨店・スーパー等	【H15修正】生活必需品や防災用品等を販売する施設であって、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可	(ライフライン事業者) <方向性> ・充填作業・移し替え作業等の停止	<方向性> ・原則として業務を継続 ・地域の脆弱性等を考慮した業務の中止等 ・高所作業等危険を伴う作業で、不急のものは延期 <課題> ・業態に応じて異なる対応となることが想定される	(ライフライン事業者、通信機能) ・顧客の生活、経済活動に関わることであるため、被害が発生していない段階では、原則として業務を継続する。 ・通信が輻輳した直後に通信制限を実施することは難しい。  (百貨店・スーパー等) ・百貨店等においては、テナントが単独で閉店することは(物理的に)難しい。 ・情報が発表されたが、地震が発生しなかった場合の営業補償に係る保険制度が必要という意見があった。 ・生活必需品等の買い占めが発生する事が考えられる。
	金融(銀行)	【H13修正】ATM(予め定めた店舗に限る)を除き営業停止	(百貨店・スーパー等、金融(銀行)、通信設備の優先利用) ○今後ヒアリングを実施し検討		
	通信設備の優先利用	防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続するため、必要に応じ一般通話の制限			